

岩手県告示第227号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年3月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社福やま	花巻市上根子字米倉94番地1	有限会社福やま指定サービス福寿通所介護事業所	花巻市太田第47地割249番地6	平成28年1月19日

2 介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
スクー株式会社	釜石市中妻町二丁目14番14号	スマートホーム・パティオ	釜石市小佐野町二丁目3番39号	平成28年1月6日